



でんさいネット 講演資料

手形・小切手の
全面的な電子化セミナー
～でんさいの利用に向けて～

【でんさい操作特化編】

でんさいネット提供の コンテンツ紹介

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来）

1

でんさいの利用までの流れ

2

でんさいネット提供のコンテンツ

でんさいの利用までの流れ

- でんさいは支払利用、受取利用ともに簡単な4ステップで利用可能です。(関連コンテンツについて、次ページでご紹介します。)

でんさい利用開始までの主な流れ



POINT

でんさいを検討する主なきっかけ

- ◎ 全面的な電子化の報道等を踏まえ、社内で導入の指示があった
- ◎ 取引先/取引金融機関からでんさいへの切替案内があった

でんさいの利用までの流れ

でんさいネットウェブサイト「ご検討からご利用開始まで」ページ

必見

「ご検討からご利用開始まで」ページ

チェックリスト（詳細版）イメージ



【受取利用に関するチェックリスト】

でんさいの受取利用を始めるにあたり必要となる作業の一環です。各項目の作業が終わったら、チェックをしましょう。

STEP	項目	作業内容	チェック
STEP 1 案内文書が届く	1 内容の確認	取引先からの案内文書の内容を確認しましょう。	☐
	2 コストメリットの試算	でんさいに切り替えた場合のコストメリットを試算しましょう。	☐
STEP 2 利用の検討	3 社内事務・会計システムの確認	社内事務・会計システムを確認しましょう。	☐
	4 社内決定	利用について社内決定をしましょう。	☐
STEP 3 でんさい契約・回答	5 でんさいの利用契約	取引金融機関とでんさいの利用契約をしましょう。	☐
	6 回答書の返信	取引先から頂いた案内文書に回答しましょう。	☐
STEP 4 利用準備・受取開始	7 初期設定	でんさいを取り扱う権限者等を設定しましょう。	☐
	8 社内事務・会計システムの確認	社内事務・会計システムを整備しましょう。	☐
受取開始			
【受取開始後】	9 他社の取引先への案内	でんさい受取を開始した旨を他の取引先に案内しましょう。	☐

※ 社内決定
でんさいの移行によってコスト削減、事務効率化、リスク削減が図れる点などを挙げて、社内全体で意思を統一し進めていくことが重要です。また、社内勉強会を実施するなど、自社がでんさいを取り入れるメリットを予め共有することで、業務手帳が変更となる部署等との調整がスムーズになります。

- 「何から始めたらいいのかわからない」という方は、こちらのコンテンツをご確認ください。
- でんさいの導入までの流れをフロー図で説明しており、**全体像をイメージ**できます。
- でんさいの導入にあたってやるべきこと、活用できるコンテンツ、留意点などを時系列で確認できる「**チェックリスト（詳細版）**」をダウンロードできます。

1

でんさい利用までの流れ

2

でんさいネット提供のコンテンツ

でんさいネット提供のコンテンツ(検索サービス)

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ページ

(画面イメージ)

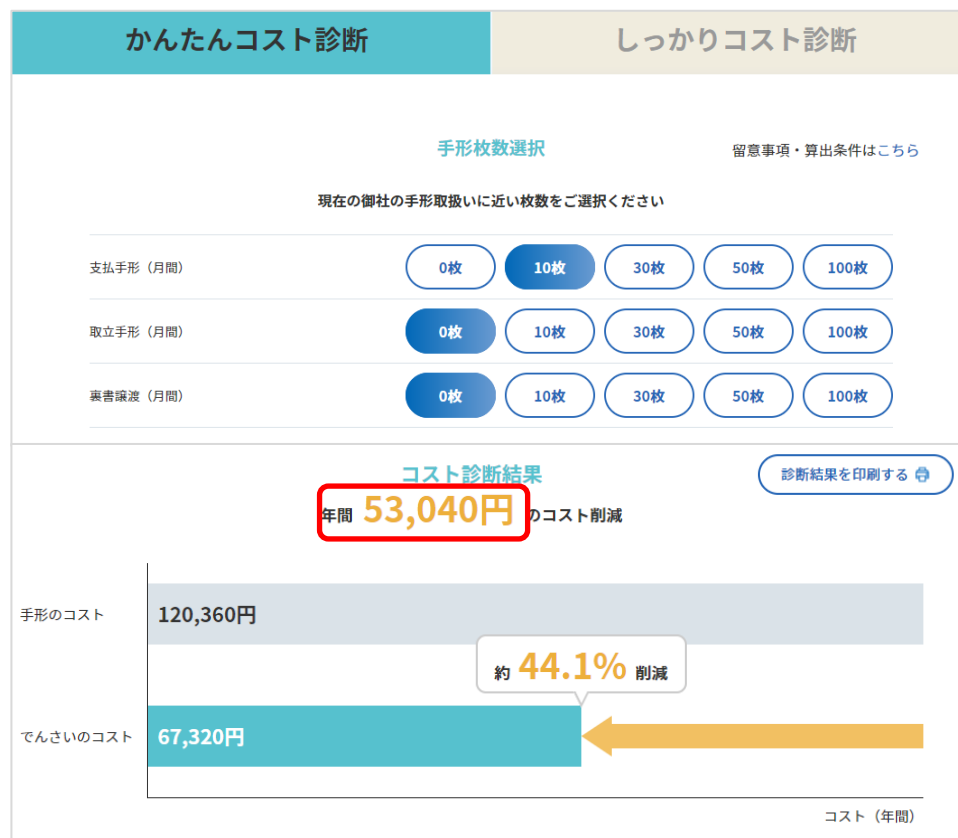
- **企業のでんさいの契約有無を確認できる**コンテンツです。
- 取引先にてんさいの案内をする前に、企業が自ら取引先の契約の有無を確認できるので、企業間で**調整の手間の省力化が可能**となります。

【利用手順】

- ① 利用規約を確認。
 - ② 法人名称を入力し登記住所（都道府県/市区町村）を選択（郵便番号を入力でも可）。
 - ③ でんさいの利用契約があれば、法人名、登記住所等が表示※。
- ※個人事業者および検索対象からの除外をでんさいネットに申し出ている法人は検索の対象外

「コスト診断」ページ

（「かんたん版」の画面イメージ）



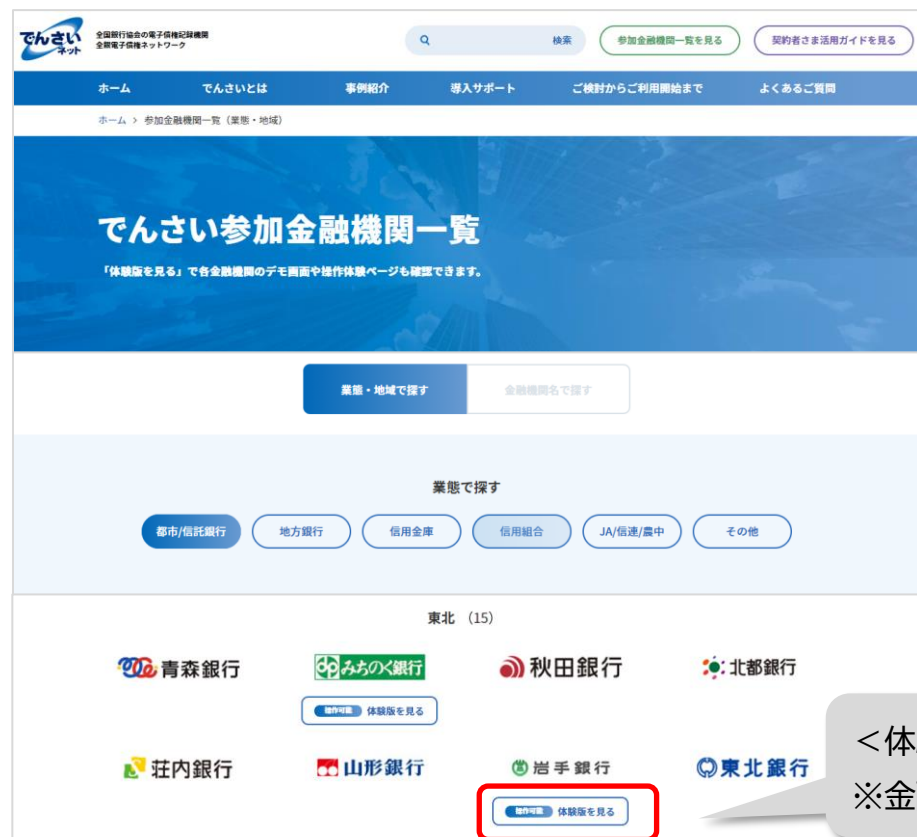
- 手形からでんさいに切り替えた際のシミュレーションツールを2種類（「かんたん版」と「しっかり版」）掲載しています。
- 「かんたん版」は3種類の手形取引について取扱枚数に近い選択肢を選ぶ（3クリック）だけでコスト削減額（概算）を算出、「しっかり版」は印紙税や郵送費などについて自社の金額を入力することで、詳細なコスト削減額の算出ができます。

※手数料は各金融機関で異なります。詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。

でんさいネット提供のコンテンツ（参加金融機関一覧／体験版）

「参加金融機関一覧／体験版」ページ

（画面イメージ）



- でんさいのサービスを提供している金融機関一覧と操作体験版を掲載しています。
- **実際に取引金融機関の操作画面を確認いただけるので、**
でんさいの操作に不安をお持ちの方はぜひご利用下さい。

＜体験版を見る＞をクリックすれば、**金融機関が提供しているでんさいの操作画面の体験が可能※**
※金融機関によっては操作体験版を提供していない場合もあります

でんさいネット提供のコンテンツ(でんさいとは)

「でんさいとは」ページ

(画面イメージ)



- でんさいのメリットなどを事例紹介を交えて紹介しています。
- 「でんさいアカデミー」では、でんさいのリーフレットやチラシ等を紹介しており、**無償で配付**しています。
※送料もでんさいネットが負担
- でんさいに関する動画も掲載しており、いつでも視聴が可能です。

無償配付中のツール

- ・リーフレット（はじめての方向け）
- ・導入案内チラシ（手形ご利用者向け）
- ・マンガ冊子（より簡単にでんさいを知りたい方向け）
- ・パンフレット（より詳しく知りたい方向け）

でんさいネット提供のコンテンツ(事例紹介)

「事例紹介」ページ

(画面イメージ)



中小企業の導入事例を多数掲載中

- 中小企業をはじめとするでんさい利用企業の**導入経緯**や**効果**などを掲載しています。
- でんさい導入検討中の企業はぜひ参考にいただきつつ、すでに利用されている企業はウェブサイトへの掲載のご検討をお願いします。

貴社情報やでんさい利用情報等の掲載でPR効果も（**掲載料無料**）

でんさいネット提供のコンテンツ(案内状)

「案内状サンプル」(「導入サポート」ページ内)

(案内状サンプルの画面イメージ)

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用

受取利用

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

【詳細版】ダウンロード

【簡易版】ダウンロード

記入例はこちら 

案内状を送付した納入企業（債務者側）に対して「でんさい」へ

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

ダウンロード

記入例はこちら 

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催の「でんさい」への支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

ダウンロード

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX年5月10日

株式会社大銀電氣

お取引先 各位

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても20XX年8月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「『でんさい』での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

- 取引先に対しでんさいへの切替を案内する際にご利用いただける「案内状サンプル」を用意しています。
- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、簡単に案内状を作成いただけます。
- 案内状サンプルを掲載している「導入サポート」ページでは、案内状サンプルのほか今後開催予定のセミナー等も掲載しています。



◎でんさいへの切替率を高めるには、

- ① 社内の意思統一
- ② 取引先への継続的な案内

「かんたんメールオファー」 (「契約者さま活用ガイド」ページ内)

(「かんたんメールオファー」の画面イメージ)

御社のご利用方法をお選びください。

支払利用 受取利用

3STEPでかんたんメール作成!
それぞれのSTEPの質問にお答えいただくと、最適なメール文面が作成されます。

STEP1 どのような用途で、御社からお取引先にメールをお送りになりますか？
用途に応じて、最適なメール文面が作成されます。

☒ 事前案内
【お取引先のでんさい対応状況を案内】

☐ 導入案内
【導入決定後、初めてのご案内】

☐ 切替案内
【でんさい支払より推進】

文面イメージ

STEP2 お取引先にお送りするでんさいの案内リーフレットをお選びください。
リーフレットのダウンロードURLがメール文面に反映されます。(複数選択可)

☒ 事業者のみなさま必見！
リーフレット

☒ 導入案内チラシ

☐ 「でんさい」活用ガイドブック

▼ はじめての方へ

▼ 自 手形を利用している方へ

▼ より詳しく知りたい方へ

でんさいのメリット
取引イメージ

導入の流れ
よくあるご質問

でんさいの仕組み
でんさいの活用方法

STEP3 お取引先の業種を選択してください。
該当業種の事例を紹介するページURLがメール文面に反映されます。

☒ 建設業

☐ 製造業

☐ 卸売・小売業

☐ 金融・保険業

☐ 不動産・物品賃貸業

☐ サービス業

これで案内メールが完成しました。
さあ、お取引先にメールを送りましょう！

●●株式会社 ●●さま

いつもお世話になっております。
株式会社●●の●●です。

貴社への支払方法についてお伺いしたく、ご連絡差しあげました。

弊社においては、お取引先さまへの代金の支払について、
約束手形および振込を利用しておりますが、
昨今の情勢を鑑み、「でんさい」による支払の採用について検討しております。

「でんさい」は、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、
取引企業双方にとって利用メリットの高い決済手段であると考えております。

つきましては、「でんさい」による支払について、
貴社のご意向を確認させていただきたく、
その可否についてご回答いただければ幸いです。

でんさいネット
<https://www.densai.net/>

でんさいの概要に関するリーフレット
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet2017.pdf

手形からでんさいへの切替案内チラシ
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet_dounyu_uketori.pdf

建設業の企業さまの事例
<https://www.densai.net/case/?type=type001>

どうぞよろしくお願いいたします。

メール文面をコピーする

- 「かんたんメールオファー」では、取引先に対しでんさいへの切替を案内する際にご利用いただけるメール文例を用意しています。

(STEP 1) メールの用途
(STEP 2) 案内したい資料
(STEP 3) 事例紹介したい業種

をクリックするだけで、**取引先へのメール文例が表示**

でんさいネット公式X（旧Twitter）

アクセス方法	プロフィール画面	投稿内容	二次元コード
(@densai_net)を Xで検索！		・基本的な仕組み ・便利なコンテンツ ・利用手順 等	

- でんさいネット SNS（X（旧Twitter）、YouTube）を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報や過去のオンラインセミナー収録動画を発信

でんさいネット公式YouTube

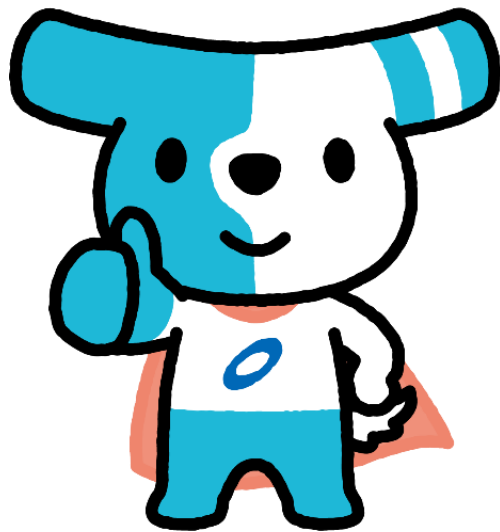
アクセス方法	プロフィール画面	動画内容	二次元コード
「でんさいネット」を YouTubeで検索！		オンラインセミナーの 収録動画等ででんさい導 入・拡大に役立つ情報	

フォロワーを募集中！
セミナー視聴後はぜひX（旧Twitter）の
フォローをお願いします



でんさいネットの取組み

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



1

でんさいライト

2

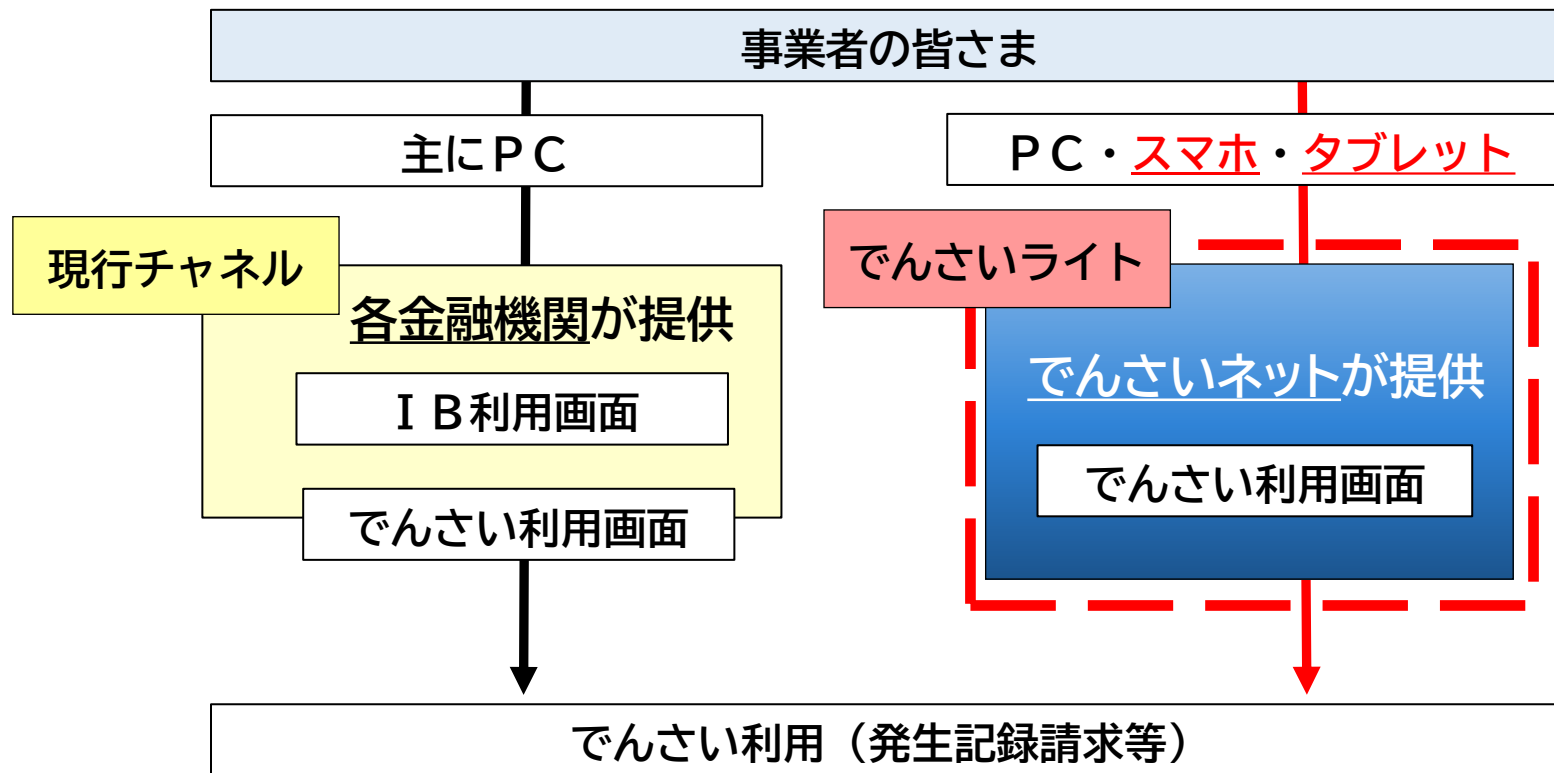
キャッシュバックキャンペーン

3

取引先向けWeb説明会

1 でんさいライト①

でんさいライトのサービスイメージ図



- でんさいへ移行を踏み切れていない事業者の悩みとして「取引先がインターネットバンキング（IB）を契約していない」「ITサービス全般に抵抗がある」等が挙げられます。
- でんさいネットは、IB契約がなくてもでんさいを利用できる「でんさいライト」を2024年中にリリース予定。
- 「でんさいライト」は、パソコンのほかスマートフォンやタブレットからでも利用ができ、操作も簡単なサービスです。



POINT

2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向け、ぜひ自社または取引先においても「でんさいライト」の利用のご検討を！

1 でんさいライト②

現行チャネルとでんさいライトの対照表

でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)		でんさいライト
(原則) 必要	I B 契約の有無	不要
(原則) 必要	I B 基本手数料	不要
金融機関が設定	1 件当たり手数料	手形に比べ抵抗感がない水準 でんさいネットが一律設定※1
金融機関	でんさい利用申込先	金融機関※2
主にパソコン	使用デバイス	パソコン・スマホ・タブレット
各金融機関が提供	利用画面	でんさいネットが提供
1 円以上100億円未満	債権金額の範囲	1 円以上100万円以下 (債務者請求等 1 件当たり)

- でんさいライトに関する具体的な情報については、特設ページ（次頁）またはでんさいネットのウェブサイト（「よくあるご質問」ページ）をご参照ください。

【でんさいライトのセキュリティ】

でんさいライトは複数の認証を経てでんさいの支払等の操作を行うため、**不正利用されにくい仕組み**となっています。ただし、事業者さま自身においてもセキュリティ対策をお願いします。

※1 具体的な手数料金額については、2024年夏以降に公表します。

※2 利用申込や資金決済は取引金融機関で行います。

（「よくあるご質問」ページ）

<https://www.densai.net/faq/>

1 でんさいライト③

でんさいライトの周知広報

【特設ページ画面イメージ】



(特設ページ)

<https://www.densai.net/densai-light/>

(二次元コード)



【でんさいライト周知チラシ】



(でんさいライト周知チラシデータ)

<https://www.densai.net/pdf/densai-light.pdf>

- でんさいライトに関する情報を掲載した「**特設ページ**」を公開中。
- 今後、操作体験画面等、段階的に情報を公開していきますが、具体的な内容が確定次第、こちらのページやセミナー等で随時公表します。
- サービス概要やユースケース等をご案内した「**でんさいライト周知チラシ**」を制作。

でんさいライト④

このような方にオススメ



うちの会社は毎月10万円から30万円までの手形しか振出していないけど…

でんさいライトは、中小企業の事業者さまにも安心してご利用いただけるよう、**1件当たりの支払上限額を100万円以下**にしています。



外出中にいつも使っているスマホででんさいを使いたい…

でんさいライトでは、パソコンだけでなく、**スマホやタブレットを使って外出先でも簡単に操作が可能**です。



取引先からでんさいの利用の依頼があるから、とりあえずでんさいを受け取ってみようかな

でんさいライトは**インターネットバンキング契約が不要**なため、気軽にでんさいの利用を始められるサービスです。



手形の枚数が少ないからでんさいに切り替えるメリットがなさそう

でんさいライトは基本手数料がかからないため、**利用件数が少ない場合でも切替メリット**が期待されます。

1

でんさいライト

2

キャッシュバックキャンペーン

3

取引先向けWeb説明会

キャッシュバックキャンペーン

キャッシュバックキャンペーンの概要

対象となる方

- 2024年**4月1日以降に初めて**発生記録請求を行った利用者の方

キャッシュバックの金額

- 発生記録請求1件につき**最大300円**（消費税込）
※発生記録手数料の規定額に応じて金融機関ごとに金額を設定

キャッシュバックの対象期間

- 2024年**4月1日から10月31日まで**に行った発生記録請求の**全件**

キャッシュバックの方法

- でんさいネットから、**2025年1月下旬頃**に対象となる発生記録請求が行われた利用契約の決済口座に振り込みます。

【留意事項】

- キャッシュバックの金額は、金融機関ごとに異なります。
- 本キャンペーンに参加する金融機関にて利用契約を締結している場合のみ、キャッシュバックの対象となります。

（キャッシュバックキャンペーンのお知らせページ）

<https://www.densai.net/info/20240401-8982/>

- でんさいの**新規利用者に対して**、金融機関へ支払う発生記録手数料の一部を**でんさいネットがキャッシュバック**するキャンペーンを実施中。
- キャッシュバックの条件等の詳細については、でんさいネットのウェブサイトをご参照ください。

【キャンペーンチラシ】



※左記ページに掲載中

1

でんさいライト

2

キャッシュバックキャンペーン

3

取引先向けWeb説明会

取引先向けWeb説明会

過去の登壇実績

企業主催による取引先向け説明会

業界団体主催による会員企業向け説明会

社員向け社内勉強会 等

使用可能ツール

Teams、Webex、Zoom等の主催者の希望するツール

費用は**無料**

- 企業主催の取引先向け説明会や業界団体主催の会員企業向け説明会等に**でんさいネット職員がWeb会議ツールを使用し講演します。**
- Web説明会の実施の**ご希望がありましたら、取引金融機関またはでんさいネットまでご連絡ください。**



本説明会を利用された企業の声

「でんさいの基本的な内容についてよく理解できた」

「一度に多くの取引先にでんさいについて理解いただけた」

よくある質問

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



よくある質問

「よくあるご質問」ページ

よくあるご質問

🔍 キーワードから探す

🔍 検索

☒ 自然文検索 ☐ AND検索 ☐ OR検索

※スペースで区切って複数検索が可能です。

カテゴリで絞り込む

☐ でんさいについて

☐ 導入検討からご契約前まで

☐ ご契約後からご利用前まで

☐ でんさいで支払う・譲渡する

☐ でんさいを受け取る

☐ でんさいの資金を支払う・受け取る

☐ でんさいを便利に使う

☐ 困ったときは

☐ その他

☐ キャンペーンについて

☐ でんさいライト

よく検索されるキーワード

支払手数料はどちらが負担するか

譲渡

でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

発生記録

利用料金

よくあるご質問ランキング

キーワードランキング

1位 支払手数料はどちらが負担するか

2位 譲渡

3位 でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

4位 発生記録

5位 利用料金

- これまでのセミナーや当会社コールセンター等に寄せられた質問と回答をご紹介します。
- 「よくあるご質問」ページに各種FAQを掲載していますので、ご参照ください。

Copyright © 2024densai.net All Rights Reserved.

25

よくある質問

■ 支払企業からの質問

質問	回答
手形を用いた高額な支払いの場合、手形を何枚かに分割してほしいと取引先に要望されますが、でんさいの場合はそのように複数発生（振出）させる必要はなくなりますか？	でんさいには譲渡・割引時に、 必要な金額だけ分割できる ので、発生（振出）の時点で複数に分ける必要はございません。
でんさいを発生（振出）させる際、承認者が承認した後に誤りが判明した場合、システム上どのような対応になるのでしょうか？	発生されたでんさいの内容に誤りがあった場合などは、 取消 や債権内容の 変更 が可能です。ただし、いずれも対応期限や利害関係者の数によって、対応可否や対応方法が異なります。詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください。
取引先がでんさいを利用していませんが、でんさいで支払うことはできますか？	取引先がでんさいの利用契約をしていない場合は、でんさいで支払うことはできません 。でんさいで支払をするためには、支払側だけでなく、受取側（債権者、譲受人等）もでんさいの利用者になる必要があります。

よくある質問

■ 受取企業からの質問

質問	回答
手形・小切手は交換日に資金が入金され受取企業の預金残高に反映されますが、実際に資金を利用できるのは翌銀行営業日以降です。でんさいは支払期日から資金を利用できますか？	でんさいの場合、受取企業は支払期日に入金されますので、入金の確認ができ次第資金を利用できます。実際の入金時刻は、支払企業の資金準備状況や金融機関ごとに異なります。
今までは手形を割り引いて資金繰りを行っていたのですが、でんさいではどのように対応すればいいですか？	手形と同様、でんさいも割引を行い、支払期日前に資金化することが可能です。詳しい取扱いについては取引金融機関へお問い合わせください。
取引先から受け取ったでんさいは、受け取った当日に別の取引先へ譲渡できますか？	譲渡できます。なお、発生の予約を受けたでんさいの場合、発生日が到来する前（予約期間中）でも、譲渡の予約ができます。

よくある質問

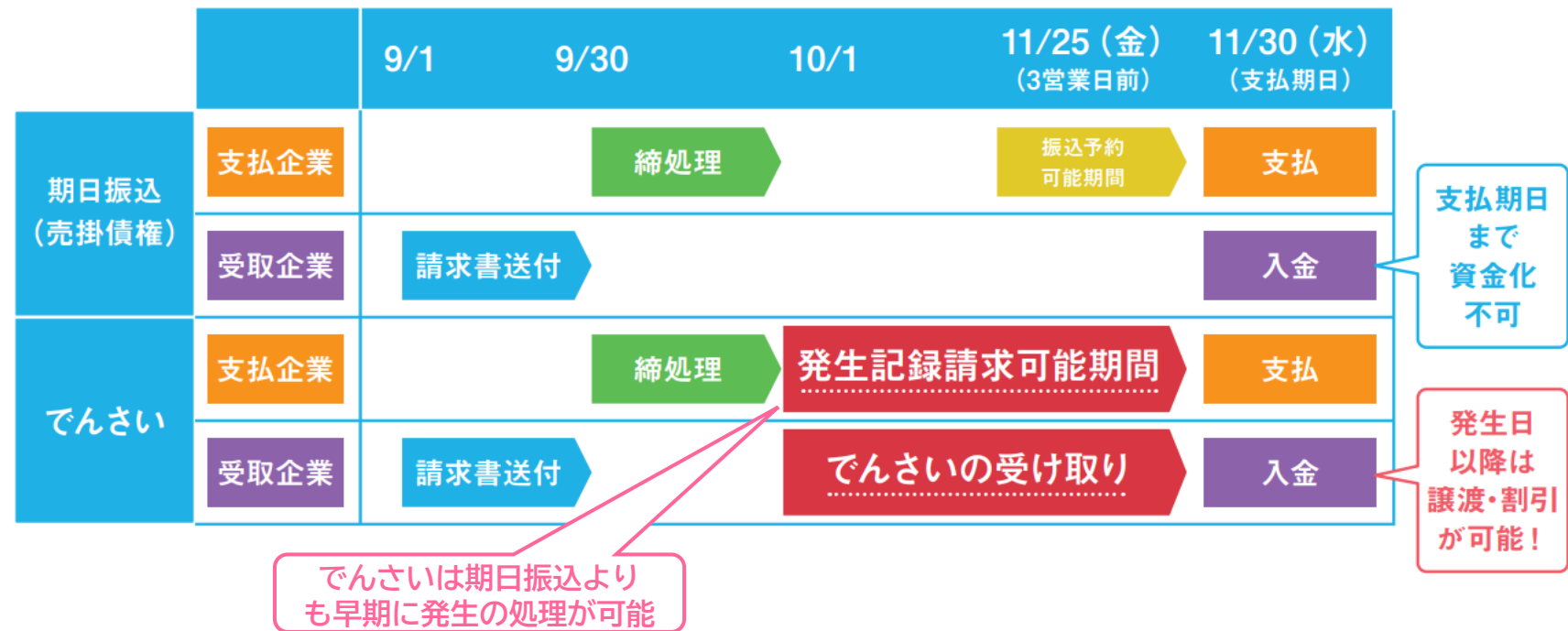
■ でんさいの仕組みに関する質問（1 / 2）

質問	回答
でんさいの利用料金を教えてください。	でんさいの 利用料金は金融機関ごとに異なります 。発生記録手数料は1件当たり数百円、入金手数料は無料から数百円の例が多く見受けられますが、詳しくは取引金融機関にお問い合わせください。
でんさいの取引記録は何年間保存されていますか？	でんさいネットでは、債権が消滅した場合はその日から5年間、消滅していない債権については支払期日または最後の電子記録が行われた日から10年間保存されます。ただし、金融機関のIB上での表示は異なる場合がありますので、IBで債権を確認されたい場合は取引金融機関にお問い合わせください。
でんさい取引に係る手数料に関するインボイスは、どこから発行されますか？	取引金融機関から発行 されます。詳細はご利用の取引金融機関にお問い合わせください。

よくある質問

■ でんさいの仕組みに関する質問（2 / 2）

質問	回答
期日振込とでんさいの違いを教えてください。	指定した期日（支払期日）に、支払先の口座（決済口座）に資金が振り込まれるという点では同様ですが、以下の点が期日振込と異なります。 ・ 支払企業は早期にでんさいを発生させることが可能 ・ 支払企業が発生させたでんさいは、発生日以降、譲渡・割引が可能となり早期資金化を実現



よくある質問

■ 利用開始に関する質問

質問	回答
でんさいの利用を開始するための手順を教えてください。	最初に、取引金融機関に利用の申込み をしてください。その後、取引金融機関における一定の審査等を経て、でんさいが利用できるようになります（具体的な必要書類や手続については、取引金融機関にお問い合わせください）。
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要ですか？	複数の金融機関ででんさいを利用されたい場合は、 金融機関ごとに利用契約 を締結する必要があります。 なお、お客さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されますので、複数の金融機関で利用される場合は、同一の利用者番号をお使いください。



<例えば、これまででんさいをA銀行の口座で受け取っていたが、今後はB銀行の口座で受け取りたい場合>

B銀行ででんさいの利用契約を締結後、取引先には**利用者番号とB銀行の決済口座情報を通知**しましょう。なお、B銀行ででんさいの利用契約を締結される際、A銀行で**付与された利用者番号をB銀行にお伝え**ください。

よくある質問

■ 小切手に関する質問

質問	回答
現在、当座預金口座からの引き出しに小切手を使用しています。こちらも 2026 年までに使用できなくなりますか？	今後の 当座預金口座からの引き出しに関する小切手の使用方法については、各金融機関の取組みによる ところになります。金融機関所定の払戻請求書や法人キャッシュカードを提供している金融機関もございますので、現在ご使用の小切手の今後の使用方法については、お取引金融機関にご確認をお願いします。
納税のために小切手を使用していますが、その場合もでんさいで使えますか？	商取引として小切手を使用されている場合はでんさいへの移行は可能ですが、当座預金の現金の引き出しや納税の出金等として使用されている小切手については、でんさいへの移行はできません。

よくある質問

■ その他の質問

質問	回答
でんさいへの切替えを案内して断られた下請事業者に対して、その後、繰り返し案内しても下請法上問題ないか？	でんさいへの切替えを断られた下請事業者に対して、その後、複数回にわたって切替えの案内をしても問題ないと考えられます。ただし、執拗な案内を繰り返した場合は、下請事業者がでんさいへの切替えを断ることに心理的な圧迫を感じ、決済手段の変更が事実上の強制と受け取られる可能性があります。そのため、繰り返し案内をする場合は、合理的・常識的な範囲内で行ってください。なお、下請法上の取扱いについては、公正取引委員会、弁護士等にお問い合わせください。
ファクタリングとでんさいの違いを教えてください。	ファクタリングは、事業者が保持する売掛債権等を支払期日前に売却し、現金化するサービスです。一方、でんさいは支払・決済手段の一種で、手形的な利用ができます。
でんさいの会計処理を教えてください。	でんさいの会計処理は、手形債権に準じて、電子記録債権を示す科目で区分記載することが適切であるとされています（「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）をご参照）。実際の会計処理に関するご判断は、会計士・税理士にご確認ください。

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の 取組状況について

2024年 5 月



一般社団法人
全国銀行協会

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定、2022年6月17日改定、2023年11月15日改定、2024年3月29日改定
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする。

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

（第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化 （3）約束手形の利用の廃止）

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。

さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（Ⅳ. GX・DX等への投資 5. DX （3）DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX）

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

（第3－2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

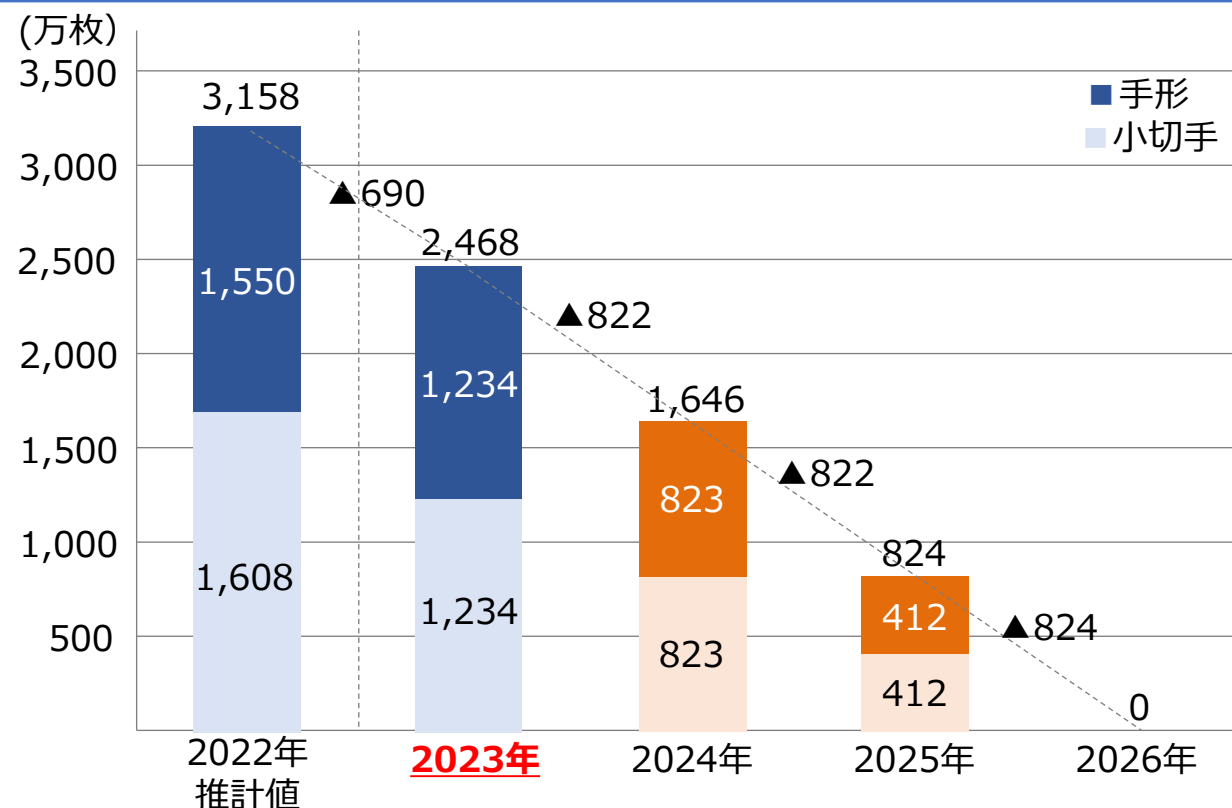
（3）相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済））

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

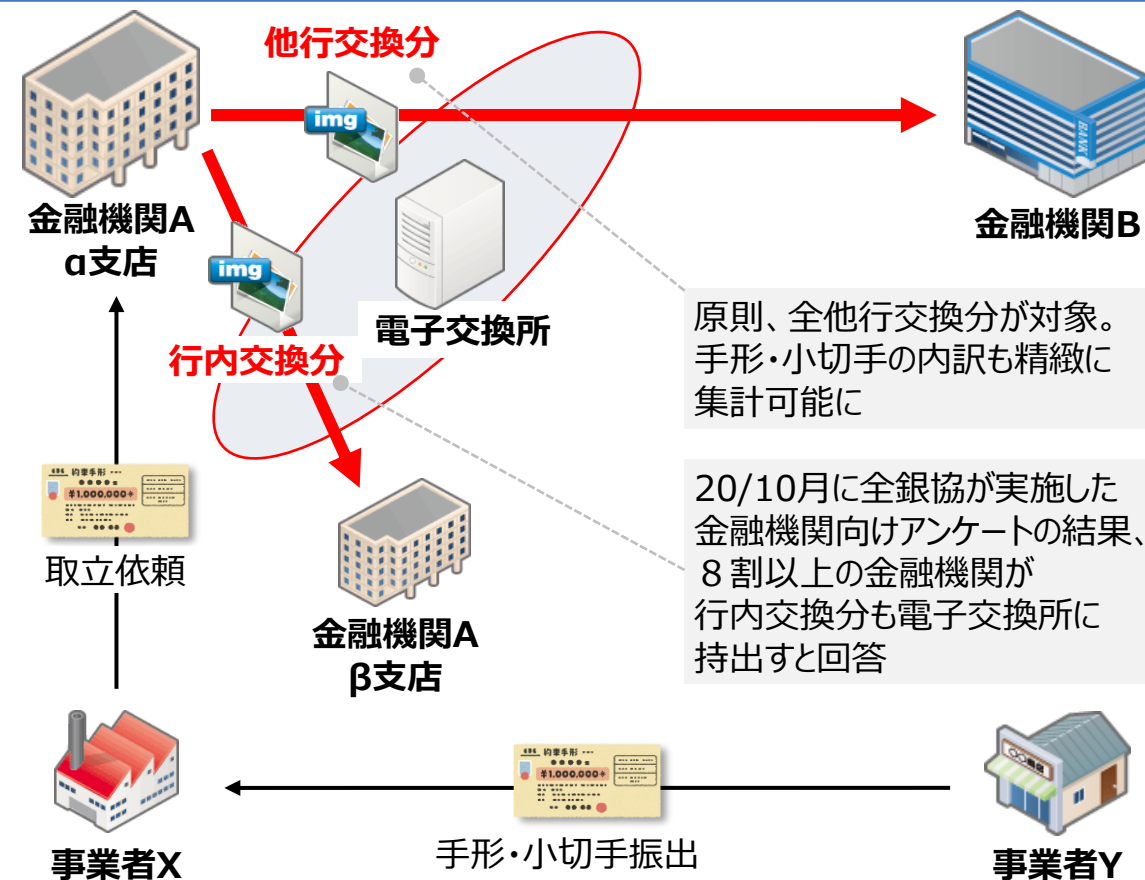
- 電子交換所における**2023年の交換枚数は2,468万枚**（手形1,234万枚+小切手1,234万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年822万枚**（手形411万枚+小切手411万枚）減らしていく必要。

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2022年推計値は、2022年の全国手形交換枚数（3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



全銀協における広報活動について

- ・ **例年、11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と定め、「手形・小切手機能の電子化」に関する広報活動を実施。**
- ・ **2023年度は、ウェブ広告に加え、11月10日発売（12月1日号）のプレジデントおよび12月18日発売（12月23日・30日合併号）の週刊東洋経済に広告を掲載。**
- ・ **全ての手形・小切手の振出人の目に留まることを企図し、金融機関が発行する手形帳・小切手帳に印字可能な広告（または広告文）を作成。2023年12月時点で175の金融機関が実施もしくは実施予定。**

プレジデント
(2023年12月1日号)

企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんい・
振込など

電子的決済サービスに移行しましょう！

2026年まで

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的電子化の方針を固めています。金融機関は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス⁽¹⁾への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(1) 電子手形(振替手形)・電子小切手(電子小切手)・電子手形・電子小切手(電子手形・電子小切手)

電子化のメリット

- ☒ 印紙税や取引先への送付料等が不要
- ☒ どこでも利用でき、債権・債務関係を確認
- ☒ 盗難・紛失の心配がなく、災害にも強い

コスト

事務負担

リスク

詳細は取引先金融機関にご相談ください。

動画で分かる
全面的電子化への取組み

詳しくはこちら

一般社団法人
全国銀行協会

週刊東洋経済
(2023年12月23日・30日合併号)

BRIDGE

『電子化のメリットと紙の手形・小切手を使い続けるリス』

紙の手形・小切手が2026年に廃止へ
利用者に求められる対応とは

近年、決済手段の電子化が進むなかの、依りての紙の手形・小切手は、**廃止の期日**が近づき、企業に求められる対応が迫られている。廃止の期日は、**2026年12月31日**で、電子化をすすめるリスに、銀行業界にも注目が集まっている。

【全国銀行協会】

手形・小切手の電子化は、銀行業界の未来を担う重要な課題の一つである。全国銀行協会（以下、協会）は、紙の手形・小切手の廃止に向けた取り組みを推進している。協会によると、1月1日施行した「電子化の促進に関する法律」に基づき、手形・小切手の電子化が義務づけられる。協会では、手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する「手形・小切手の電子化推進委員会」を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。

全国銀行協会 会長
加藤 晴彦
「紙の手形・小切手の電子化は、銀行業界の未来を担う重要な課題の一つである。協会では、紙の手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する『手形・小切手の電子化推進委員会』を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。」

少くとも、

手形・小切手の電子化は、銀行業界の未来を担う重要な課題の一つである。協会では、紙の手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する「手形・小切手の電子化推進委員会」を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。

手形・小切手の交換枚数推移(1996年～2022年)

年	枚数(百万枚)
1996	24,000
1997	23,000
1998	22,000
1999	21,000
2000	20,000
2001	19,000
2002	18,000
2003	17,000
2004	16,000
2005	15,000
2006	14,000
2007	13,000
2008	12,000
2009	11,000
2010	10,000
2011	9,000
2012	8,000
2013	7,000
2014	6,000
2015	5,000
2016	4,000
2017	3,000
2018	2,000
2019	1,000
2020	500
2021	200
2022	100

● 1年以内の支払手形(約90%)と1年以上の支払手形(約10%)の合計
● 1年以内の小切手(約90%)と1年以上の小切手(約10%)の合計
● 銀行間の取引(約90%)と銀行外との取引(約10%)の合計

手形・小切手の電子化は、**2026年12月31日**まで有効であるか

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

が本業である。従って、紙の手形・小切手の電子化は、銀行業界の未来を担う重要な課題の一つである。協会では、紙の手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する「手形・小切手の電子化推進委員会」を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

「手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。」

手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。協会では、紙の手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する「手形・小切手の電子化推進委員会」を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。

手形・小切手の電子化は、2026年12月31日まで有効である。この期限を過ぎると、紙の手形・小切手は廃止されることになる。協会では、紙の手形・小切手の電子化を推進するための取り組みを、各銀行に呼びかけ、全銀行が協賛する「手形・小切手の電子化推進委員会」を設置し、各銀行の取り組みを推進している。また、協会では、手形・小切手の電子化に関する情報を、各銀行を通じて提供している。

週刊経理経典2023年12月23日・30日合併号に記事掲載として掲載

お問い合わせ 全国銀行協会 <https://www.zenginryo.or.jp/>

特約 東京経済広告宣伝制作チーム

ウェブ広告

手形・小切手 政府が廃止決定

でんさいや振込など、**2026年まで**
電子的決済サービスに移行しましょう!

一般社団法人
全国銀行協会



手形帳・小切手帳への 広告文・広告物（イメージ）

政府は**約束手形・小切手の利用廃止**を決定しています！
2026年までに、**でんさいやインターネットバンキング**
による振込にお切替ください！

政府は**約束手形・小切手の利用廃止**を決定しています！

早期に、**でんさい**や **2026年まで**

インターネットバンキングによる振込に

お切替ください！

動画で分かる
手形・小切手の電子化



詳しくはこちら

金融機関における全面電子化に向けた施策①

- 2023年8月以降、3メガバンク等の一部の銀行では、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止をウェブサイト公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- 金融機関のなかには、手形帳・小切手帳の発行終了を予定している旨をウェブサイト公表。
- 企業・事業者との取引において小切手を電子化した場合の当座預金からの出金について、引き続き小切手の利用が必要になるケースがあるが、金融機関によっては、小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード等）によって、出金を可能とする施策を実施（詳しくは取引先金融機関にご確認ください）。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース

SMBC 三井住友銀行

個人のお客さま 法人のお客さま 企業情報 Global Site 文字サイズ

ホーム > 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

当座勘定を新たに開設するお客さまについて、手形小切手の発行を停止します

2023年10月2日（月）以降に当座勘定を開設されるお客さまについて、手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金出金が必要なお客さまは、当座勘定開設時に法人キャッシュカード（当座）をお申込みのうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します

2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。

https://www.smbc.co.jp/notice/20230804_denshika.html

2023年9月21日
株式会社三菱UFJ銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

1. 新規開設される当座勘定について、手形・小切手の発行を停止します
2024年1月4日（木）以降に開設いただく当座勘定を対象に、手形・小切手の発行受付を停止します。対象となる当座勘定からの現金出金が必要となる場合におかれましては、当座勘定開設時に当座キャッシュカードをお申し込みのうえご利用ください。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します
2024年1月4日（木）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまにおかれましては、2023年12月29日（金）までにお取引店にお持ち込みください。また、2024年1月以降に、2027年4月以降を期日とする手形を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

https://www.bk.mufg.jp/info/pdf/20230921_tegata_kogitte_denshika.pdf

MIZUHO みずほ銀行

商品・サービス ATM・店舗 金利・手数料 為替相場情報 検索

ホーム > 法人のお客さま > お知らせ一覧 > 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化をめざします。これに伴い、みずほ銀行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施いたします。

当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します

2024年1月4日木曜日以降に当座勘定を新規で開設いただいたお客さまについて、紙の手形・小切手の発行を停止します。当座勘定からの現金の払い出しが必要なお客さまにおかれましては、当座勘定開設時に法人キャッシュカードをお申込のうえご利用ください。

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立を停止します

2024年1月4日木曜日より、2027年4月以降を期日とする取立手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取立（期日管理）を停止します。（預金入金扱いの引き続きお取り扱い可能です。電子交換に参加していない金融機関を支払地とする手形・小切手等の個別取立については取引店にご相談ください）
2027年4月以降を期日とする取立手形等の受付は、2023年12月29日金曜日を最終日とさせていただきます。

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/oshirase/check_digitize.html

金融機関における全面電子化に向けた施策②

各銀行のウェブサイトのニュースリリース





2024 年 1 月 19 日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

株式会社広島銀行（頭取 清宗 一男）では、2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026 年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて取り組んでまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取組みにより、お客さまと金融機関の双方の事務負担を削減するとともに IT を活用した金融サービスの提供が可能になります。

記

1. 当座預金の新規開設の停止（実施日：2024 年 4 月 1 日（月））

当座預金口座の新規開設を停止します。実施日以降は決済用預金（無利息型普通預金）等のご利用をお願いいたします。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

2. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の停止（実施日：2024 年 4 月 1 日（月））

2027 年 4 月 1 日（木）以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024 年 3 月 29 日（金）までにお取引店でお手続きください。実施日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026 年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにも、電子記録債権（でんさいネットサービス）の利用およびインターネットバンキング「（ひろぎん）ビジネス Web サービス」からの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

<https://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news240119-1.pdf>

2024 年 3 月 28 日

各 位

株式会社八十二銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

八十二銀行（頭取 松下 正樹）は、手形・小切手の全面的な電子化の一環として、下記の対応を実施いたします。当行では、2026 年度末までの手形・小切手の全面電子化に向けて、全国銀行協会の自主行動計画に則り、政府・産業界と一丸となり、一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 背景

2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」では、「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画※を策定しています。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として実施するものです。

※ 全国銀行協会策定の自主行動計画の詳細については、下記 URL をご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

2. 実施内容

（1）手形帳・小切手帳の発行終了

発行終了日：2025 年 5 月 30 日（金）

2025 年 5 月 30 日（金）時点で当座預金をお持ちのお客さま、また、同日以降に当座預金を新たに開設されるお客さまについて、発行を終了させていただきます。

※発行終了日時点で保有されているお手元の手形帳・小切手帳につきましては、同日以降も引き続きご利用いただけます。

※八十二銀行と長野銀行が合併する 2026 年 1 月 1 日以降も、旧行名の手形帳・小切手帳は引き続きご利用いただけます。また、合併前に振り出された旧行名の手形・小切手もこれまでと同様に決済されます。

（2）手形・小切手の代金取立の一部受付終了

2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手（2027 年 4 月以降を期日とする先日付小切手も含む）は、代金取立の受付を終了させていただく予定です。

該当の手形・小切手をお持ちのお客さまは、今後ご案内いたします取立受付終了日までにお取引店にお持ち込みください。取立受付終了日は、2025 年中にホームページ上でご案内予定です。

<https://www.82bank.co.jp/file.jsp?id=release/2023/pdf/news20240328c.pdf>

2024 年 4 月 15 日

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026 年度末までの手形と小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の通り取り組んでまいりますので、お知らせいたします。

記

1. 当座預金の新規開設の停止

2024 年 7 月 1 日（月）より、当座預金の新規口座開設を停止いたします。

新規に事業性資金にかかる新規口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「決済用普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

なお、現在当座預金をご利用中のお客さまについては、引き続き当座預金をご利用いただけます。

2. 2027 年 4 月以降を期日とする手形等の取立受付の停止

2024 年 7 月 1 日（月）より、2027 年 4 月以降を期日とする手形等（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、期日管理が必要な代金取立の受付を停止いたします。

該当の手形等をお持ちのお客さまにおかれましては 2024 年 6 月 28 日（金）までにお取引店にてお手続きください。2024 年 7 月以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

手形・小切手の全面的な電子化は、官民一体となった取り組みです。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。

当行では、2026 年度末までに全面的な電子化を目指してまいりますので、お客さまにおかれましては、電子記録債権（でんさいネットサービス）ならびにインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」などの電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考：名古屋銀行が提供するサービスについて】

〔手形をご利用のお客さま〕

- ・手形に代わる決済手段として、『でんさい』のご利用を推奨しております。
- ・でんさいとはでんさいネットが取り扱う電子記録債権を指し、電子的に金銭債権のやり取りを行うことができます。

〔小切手をご利用のお客さま〕

- ・小切手に代わる決済手段として、名古屋銀行が提供するインターネットバンキング「名古屋ビジネスダイレクト」のご利用を推奨しております。

以 上



https://www.meigin.com/news/files/20240415_oshirase.pdf